

和歌山市コンベンション開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市におけるコンベンションの誘致を推進し、本市への経済的波及効果の拡大並びに交流人口の増加を図るため、本市の区域内でコンベンションを開催する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「コンベンション」とは、本市の区域内において開催される学会、会議、大会等をいう。

(補助対象要件等)

第3条 補助の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものをいう。

- (1) コンベンションを主催する者（第3号及び第7号において「主催者」という。）により当該コンベンションに参加することを認められた者（次号及び次条第2項において「参加者」という。）に和歌山県外の都道府県の区域内に居住する者が含まれていること。
- (2) 参加者のうち、和歌山市内の宿泊施設に宿泊する参加者（以下「宿泊者」という。）の延べ人数が300人以上であること。
- (3) 主催者が国、地方公共団体でないこと。
- (4) 興行及び営利を目的とするものでないこと。
- (5) コンベンションの開催に当たり、この要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を和歌山市から受けないこと。
- (6) 特定の宗教活動及び政治活動に関わるものでないこと。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 一定の場所において一定の順序により開催されるものでないこと。

2 補助金は、前項のコンベンションの主催者に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) コンベンションを開催する期間の初日が1月、2月又は6月の場合 別表第1
- (2) 前号に定める開催時期以外に開催される場合 別表第2

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となるコンベンションが、第1号、第2号及び第4号のいずれにも該当する場合にあっては100万円を、第1号、第3号及び第4号のいずれにも該当する場合にあっては200万円を、前項の補助金の額にそれぞれ加算した額を補助金の額とする。

- (1) 参加者の人数が3,000人以上であること。
- (2) 宿泊者の延べ人数が1,000人以上であること。
- (3) 宿泊者の延べ人数が2,000人以上であること。
- (4) コンベンションを開催する期間において、宿泊者の人数が500人以上ある日が少なくとも1日以上あること。

(事前要望)

第5条 規則第3条の規定により交付の申請を行おうとする者は、コンベンションの開催年度の前年度の9月末までに、市長に対し事前要望書を提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する事業計画書は別記様式第1号とし、同条に規定する収支予算書は別記様式第2号とする。

2 規則第3条の市長が必要と認める書類は、宿泊予定調書(別記様式第3号)とする。

3 規則第3条の規定による申請は、コンベンションを開催する期間の初日の30日前までに行うものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定するときは、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、和歌山市消費促進補助金交付要綱(令和7年4月1日制定)第2条第4号に規定するクーポン券の配布に協力することを条件として付するものとする。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、規則第3条の規定による申請に係る参加人数の増減及び宿泊者予定人数の減少(宿泊者予定人数の減少により、補助の対象でなくなる場合を除く。)とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書(別記様式第4号)

(2) 収支決算書(別記様式第5号)

(3) 宿泊証明書(別記様式第6号)

(4) コンベンションが開催されたことを証する写真等

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年9月30日までに開催されるコンベンション(本市の区域内において開催される学会、会議、大会、見本市等をいう。)については、この要綱による改正後の第5条の規定を適用せず、同年10月1日から令和8年3月31日までの間に開催されるコンベンションについては、同条中「開催年度の前年度」とあるのは、「開催年度」と読み替えるものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

市内の宿泊施設の 延べ宿泊者数	補助金額
300人以上499人以下	60万円
500人以上999人以下	82.5万円
1,000人以上	100万円

別表 2 (第 4 条関係)

市内の宿泊施設の 延べ宿泊者数	補助金額
300人以上499以下	40万円
500人以上999人以下	55万円
1,000人以上1,499人以下	70万円
1,500人以上1,999人以下	85万円
2,000人以上	100万円